資　料　2

横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約（抜粋）

（理事）
第９条　本会に理事を置き、正会員による代議制とする。
２　理事は、総会において、正会員の互選により選任する。
３　理事の定員は 20 名以内とする。ただし、各プロジェクトチームからは３名以内とする。
４　理事の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな理事が選任されるまではその職務を行うものとする。

（役員）
第 10 条　本会に次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　１名
（３）監事　　２名
２　会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
３　会長は本会を代表するとともに、会務を統括する。
４　副会長は、会長に事故又は会長が不在のとき、その職務を代理する。
５　監事は、正会員の中から総会において選任する。
６　監事は、本会の経理の執行を監査する。
７　監事以外の役員の任期は２年、監事の任期は１年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな役員が選任されるまではその職務を行うものとする。

（理事会）
第 11 条　理事会は、理事で構成する。
２　理事会は会長が招集し、その議長となる。
３　理事会は２分の１以上の理事の出席により成立する。
４　理事会に出席できない場合には委任状の提出により、出席したものとみなす。
５　理事会の決定は出席理事の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６　理事会は、本会の最高意思決定機関として、以下に掲げる事項を協議し、決定する。
（１）本会の運営に関すること。
（２）事業計画及び予算に関すること。
（３）事業報告及び決算に関すること。
（４）プロジェクトチームの新設、廃止等に関すること。
（５）その他、会長が必要と認める事項に関すること。